

山口市

# 仕事と子育ての 両立

ができる職場づくりに  
取り組む事業者を応援します！



人材確保・離職防止のためにご活用ください。

## 仕事と子育て両立 応援企業助成金

山口市では、仕事と子育ての両立可能な、男女共に働きやすい職場環境づくりに取り組む事業者を支援します。

- 助成対象者 市内に主たる事業所を有する中小企業やNPO法人等
- 助成対象経費 報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、委託料、使用料及び賃借料、その他適当と認められる経費

限度額

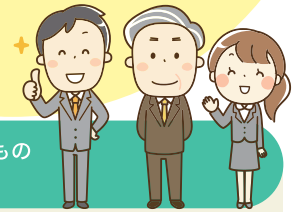
# 5万円

助成率

助成率助成  
対象経費の

# 1/2

●助成金の申請は同年度内において一回限りです



### 助成対象事業

従業員が子育てしながら、働きやすい職場環境づくりのための取組で次のいずれかに該当するもの  
※国・県または市等の補助金等を受けた経費は対象外

### 柔軟な働き方に向けた制度の見直し

- 休暇制度の見直し
- 男性への育児休業取得の促進

フレックスタイムや時差出勤制度、短時間勤務制度の導入や子の看護等休暇の対象拡大、時間単位の年次有給休暇制度の導入など

- 助成対象経費例：外部専門家への委託料、相談料(報償費)、男性への育児休業取得促進に向けた啓発セミナー開催に係る講師への謝礼(報償費)やテキスト代などの消耗品費など

従業員のワークライフバランス向上につながる制度の見直しは、離職防止、育児・介護と仕事の両立支援、通勤ストレス軽減を通じた生産性・モチベーション向上、そして柔軟な働き方を求める優秀な人材の確保に大きなメリットがあります。

見直しのメリット

- 送迎、通院などに合わせて勤務時間を調整できる。
- 混雑する出勤時間帯を避けられ、心身の負担が減る。
- 子育て、介護時期に離職せずにキャリアを継続できる。
- 業務量に応じた働き方が可能になる。
- 福利厚生充実により、求人優位になる。

### 女性管理職候補者の育成や積極的な登用

- 助成対象経費例：女性管理職候補に向けた社内セミナー・ワークショップの実施に係る報償費、テキスト代、消耗品費など

### 労務担当者や従業員に対する研修、周知および啓発

- 助成対象経費例：仕事と子育ての両立に向けた啓発セミナー開催に係る講師への謝礼(報償費)やテキスト代などの消耗品費など

### その他、仕事と子育ての両立可能な職場環境づくりに向けた取組

※審査の上、助成を決定します

裏面もご確認ください



## work-life balance?

■申し込み・問合せ先 山口市商工振興部 ふるさと産業振興課  
TEL 083-934-2645 e-mail furu@city.yamaguchi.lg.jp

詳細は市ウェブサイトをご確認ください。



# 一般事業主行動計画の策定

●助成対象経費例：外部専門家への委託料、相談料(報償費)など

一般事業主行動計画とは、企業が従業員の仕事と子育ての両立、または女性の活躍推進に向けた働きやすい雇用環境を整備するため、関連法に基づき策定する計画のことです。仕事と生活の両立がしやすい職場環境を整備することは、企業にとって負担となるように感じられるかもしれませんが、経営に大きなプラス効果をもたらし、他社と差別化を図れ、優位性を高めることができます。

策定のメリット

やる気・働きがいにつながり、社員のモチベーションが向上する！

優秀な人材の定着・確保ができる！

ものづくり補助金(経済産業省)や両立支援等助成金(厚生労働省)・子育てに関する補助金(山口県)に申請できる！

優良企業認定が取得でき、企業イメージの向上になる！  
(くるみん・プラチナくるみん・えるぼし)



常時雇用する労働者が101人以上となる企業には、下記の法律に基づく一般事業主行動計画の策定・届出、公表・周知等が義務付けられています。常時雇用する労働者数が100人以下の企業は努力義務ですが、従業員のワークライフバランスの推進の一助として、計画の策定に取り組んでみましょう!!

関連法	女性活躍推進法	次世代育成支援対策推進法(次世代法)
目的	女性の職業生活における活躍の推進	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境整備
定める内容	女性の活躍に関する数値目標の設定	育児休業等の取得状況や労働時間の状況に係る数値目標の設定 ※2025年(令和7年)4月以降に策定・変更した場合
具体例	女性の管理職の割合の増加、年次有給休暇取得促進など	男性の育児休業取得促進、時間外・休日労働時間の縮減対策など

一般事業主行動計画の策定、届出等については、山口労働局雇用環境・均等室へお問い合わせください。

山口労働局雇用環境・均等室  
TEL 083-995-0390

詳細は検索してください

一般事業主行動計画の策定・届出等について

検索

## 申請から助成金交付までの流れ

令和7年5月7日から原則メールでの提出となりましたので、ご注意ください。

※申請時には必ず市ウェブサイトで最新の情報をご確認ください。

### 事業認定申請

#### 提出書類

- 事業認定申請書(様式第1号)
  - 事業計画書(別紙1)
  - 事業実施に係る見積書等の写し
  - 担当者の身分が証明できるもの(名刺等)  
(個人事業者の場合は、確定申告書の写し又は開業届の写し及び山口市での居住が証明できるもの)
- ※「市税の滞納の無いこと」を市において確認するのに時間がかかりますので、事業開始の2週間前までに申請をお願いします。

送付先 [furu@city.yamaguchi.lg.jp](mailto:furu@city.yamaguchi.lg.jp)

### 市)事業認定通知

### 事業実施 ※2月末日までに終了

事業認定通知を受け取ってから事業に着手してください。  
2月末日までに完了する事業が対象です。



### 交付申請・実施報告

#### 提出書類

- 交付申請書(様式第8号)
- 実施報告書(別紙2)
- 支払いを証する書類
- 助成対象事業の経過及び成果を証する書類

※事業が終了した日から30日を経過した日又は3月10日のいずれか早い日まで

### 市)交付決定通知

### 交付請求

#### 提出書類

- 請求書(様式第11号)